

# 更別村農業委員会議事録

令和2年 第4回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和2年4月13日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

## 1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和2年4月13日（13時24分開会、15時00分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	大 地 惠 子
出席	1	委員	山 中 賢 一	出席	7	委員	塩 田 孝 弘
出席	2	委員	日 光 富 男	出席	8	委員	九 々 昌 弘
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	赤 澤 正 信
出席	4	委員	日 崎 克 彦	出席	10	委員	及 川 政 人
出席	5	委員	河 瀬 達 也	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

3番 福田委員 4番 日崎委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 河原 崇行  
産業課長 本内 秀明

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第3号 農地の使用貸借の合意解約の通知について
- 報告第4号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第5号 農地転用届出について
- 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

- 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について  
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

(7) その他

- ① 平成31（令和元）年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について  
② 令和2年第5回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 それでは、ただ今から令和2年第4回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。会議規則で定めます定足数に達しておりますので、総会の方は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 どうも皆さんこんにちは。第4回の定例会ということで、定刻前にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

先月の大雪から、その後雪解けも順調に進んできたわけではありますが、4月に入り、雪が降ったり気温が低く、且つ土壌凍結も進んでおり、なかなか春耕とはいかない状況かなと思っております。

一方では、ご承知のとおり、もう世界中が混乱しておる新型コロナウイルスの関係ですか、全く今の状況では、まだ先が見えない状況にあるかと思っております。

本日ですが、報告事項6件、議案4件となっておりますが、よろしく審議の程お願いしまして開会の挨拶と致します。よろしく申し上げます。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。3番 福田委員、4番 日崎委員、それぞれよろしくお願い致します。

## 5. 議件の審議状況

### (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは早速議件に入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明を致します。3月の定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

(報告案件朗読)

【議長】 ただ今事務局より報告がありましたが、この件につきまして何かご質問があればお願いします。

(質疑等無)

【議長】 なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

### (2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進めさせていただきます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。3月の総会議案の調製以降、2件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。

1件目です。(報告案件朗読)

2件目です。(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきましてご質問があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議 長】 それでは、報告第 3 号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明  
お願い致します。

【事務局長】 報告第 3 号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。  
3 月の定例総会の議案調製以降に合意解約が成立した旨通知があったものを  
報告するものです。

(報告案件朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第 3 条の許可申請が出されております。

【議 長】 ただ今合意解約の報告がありましたが、これにつきまして何かありましたら、  
お願いします。

(質疑等無)

【議 長】 よろしいですか？

(「はい」の声)

(4) 報告第 4 号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議 長】 それでは、報告第 4 号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お  
願い致します。

【事務局長】 報告第 4 号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。  
農地法第 4 条の規定により許可を行いました農地転用の完了報告書が提  
出されましたので報告をするものです。

(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料 1 頁になります。完了報告書の  
写を付けておりますのでご参照をお願いします。

現地確認につきましては担当委員をお願いをしております。

【議 長】 それでは現地確認いただいた日光代理より報告お願い致します。

【日光代理】 昨日 4 月 12 日に現地を確認してきました。もうすでに工事を完了して牛  
舎も使用している状況です。中間で見に行った時に心配していた、切土に  
よる残土の堆積等の処理についても、きれいに整地をされて、地盤が落ち  
着き次第、草地に復元するという話でした。

【議 長】 ただ今の報告を含めて何かご質問等があればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(5) 報告第 5 号 農地転用届出について

【議長】 それでは次、報告第 5 号、農地転用届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 5 号、農地転用届出について説明を致します。

農地の転用の制限の例外となる農地転用の届出がありましたので報告するものです。

農地法第 4 条第 1 項で、農地を農地以外のものにする者は知事の許可を受けなければならないと規定されています。現在 4ha 以下の転用案件は知事から村が権限移譲を受けており、村から農業委員会がその事務を委任されています。

農地法第 4 条には例外規定があり、法施行規則第 29 条第 1 号に、耕作の事業を行う者が農作物の育成や養畜の事業のため 2a 未満の農地を農業用施設にする場合、転用許可を受ける必要はないと規定されています。

前回の定例総会で農業振興地域整備計画の変更に係る議案を 2 件審議いただきましたが、その内の 1 件については変更面積が 2a 未満だったため、以後転用の議案は出てきませんと説明させていただきました。

ただし、書類が何もないと時間が経って見たときに違法転用ではないかなど混乱を招く恐れがありますので、法の定めはありませんが今回任意の届出書を提出いただいたところです。

(報告案件朗読)

議案資料をお願い致します。資料は 2 頁になります。2 頁に届出箇所の図面を付けております。中央辺りの小さい斜線の部分になります。3 頁に転用届出書の写しを付けております。4 頁に利用計画図を付けております。格納庫の北側の一部、建物の右上部分になります。三角のところは農地法の規制区域に入っており、ここの面積が 2a 未満となっております。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(6) 報告第 6 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは、報告第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明を致します。

3月の定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するものです。賃貸借2件、売買1件のあっせんが成立しております。

賃貸借の1件目です。(報告案件朗読)

2件目です。(報告案件朗読)

続いて売買です。(報告案件朗読)

【議長】 ただ今2件の賃貸と1件の売買のあっせんの報告がありました。賃貸借の1件目のあっせん委員長を行われました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 3月13日、私、山中委員、河瀬委員、福田委員と協議した結果、ご覧の通りの結果になりました事をご報告申し上げます。

【議長】 次に、賃貸借の2件目のあっせん委員長を務められました及川委員の方より報告お願い致します。

【及川委員】 3月30日にあっせん委員会を行いまして、私と、日崎委員、宍戸委員、塩田委員で立ち合いまして、何事も問題なくあっせん委員会を終了いたしましたことを報告いたします。内容はさっきの説明のとおりです。

【議長】 次に、売買のあっせん委員長を務められましたこちらも及川委員の方より報告お願い致します。

【及川委員】 これも3月30日にあっせん委員会も行いまして、私、塩田委員、宍戸委員、日崎委員であっせん委員会を開きました。内容の説明は、さきほどの事務局の説明のとおりで、何事もなく終了させていただきました。

【議長】 ただ今それぞれのあっせん委員長、並びに事務局から報告があった訳ですが、この件につきましてご質問があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 これで報告事項の方は終了させていただきます。

(7) 議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

【議長】 これより議案に入ります。議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明致します。

農業委員会等に関する法律第7条第1項で、農業委員会はその区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法について指針を定めるよう努めなければならないとされており、この指針の作成が農地利用最適化交付金事業の実施要件となっています。

本委員会では平成29年度に指針を作成し、その年度から交付金事業を実施しておりますが、当該指針が本年3月を目標期間としていたことから、今年度から令和4年度までを期間とする新たな指針を作成しようとするものです。

それでは指針案をご覧ください。

指針案の第1では基本的な考え方を述べています。要約しますと、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として位置付けられている、更別村は大規模農業を展開しているが担い手は減少傾向、遊休農地発生防止の取組みと自作地化を求める担い手への集積・集約化に応えるため農業委員が活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進むよう具体的な目標と推進方法を定める、指針は農業委員の改選期に合わせて令和4年度までの目標達成に向けた計画とし3年ごとの検証・見直しを行う、単年度の具体的な活動は別に定める「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとしています。

第2では具体的な目標と推進方法を定めています。

1の(1)「遊休農地の解消目標」では現状・目標とも遊休農地面積ゼロとし、頁一番下の目標設定の考え方として、現在ゼロであり状況を維持するとしています。

1の(2)「遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」では、①で法に基づく利用状況調査の実施の徹底、遊休農地を発見した場合は次の段階の利用意向調査というものを実施しその結果をシステムに反映し公表するとしています。

②では利用意向調査の結果を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続について、③では調査により再生利用困難に区分された荒廃農地は非農地判断し守るべき農地を明確化するとしています。

2の(1)「担い手への農地利用集積目標」では、現状の数値をそのまま目標としています。目標設定の考え方として、指定面積における集積率は100%を超えていることから現状維持としております。

(2)「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」では、①で人・農地プランの見直し検討に協力、②で村、農地中間管理機構、農協等と連携し、出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う、③で担い手の意向を踏まえた集約化のための利用調整推進、④で農地の所有者等を確認することができない農地があった場合、知事裁定での利用権設定制度を活用し農地の有効利用に努めるとしてあります。

3の(1)「新規参入の促進目標」では、現状として過去3年間で3経営体229.9ha、目標は今後3年間で同じく3経営体140haとしています。目標設定の考え方として、過去3年間は法人設立によるもので期間中3法人が設立されたが、連続した年での設立ではないため隔年で計2法人、面積は村内担い手の平均経営面積2件分を見込み、残り1つは研修事業修了者で30haを見込んでの目標値設定としています。

(2)「新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」では、村農業担い手育成センターで農業研修事業実施要綱を策定し研修生を受け入れており、研修サポート、農用地確保、就農後フォロー等連携の上新規就農者の育成を図るとしてあります。

以上の内容で指針を定めてよろしいか、ご審議くださいますようお願い致します。

【議長】 ただ今事務局より説明がありました。指針の案について、ご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 意見等がなければ案のとおり指針を定めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではこのとおり定めるものと致します。

#### (8) 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 次、議案第2号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明を致します。1件の賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

(報告案件朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第3条の許可申請が出されております。



す。

【議長】 ただ今事務局より説明がありました。この件につきまして何かご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で承認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは承認するものと致します。

(9) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。所有権移転、利用権設定各3件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、1件目と2件目については所有している全ての農地を相手方へ処分するものでありますので、図面の方は添付を省略させていただいております。

それでは1件目です。(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料5頁からになります。5頁に申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、これは6頁の方になります。6頁の左上に表が載っております。この表に譲受人Aとその世帯員の方が有する現在の経営面積が載っており、下限面積の2haに達していることが分かるかと思えます。続きまして今の表のすぐ下「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、7頁です。7頁左側の上段「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

2件目です。(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料8頁からになります。資料8頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件については1件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

3件目です。(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料 11 頁からになります。11 頁に申請地の図面を付けております。1 枚資料めくっていただきまして、資料 12 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件については 1 件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

4件目です。(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料 15 頁からになります。15 頁に申請地の図面を付けております。1 枚資料めくっていただきまして、資料 16 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件については 1 件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

5件目です。(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料 19 頁からになります。19 頁に申請地の図面を付けております。1 枚資料めくっていただきまして、資料 20 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件については 1 件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

6件目です。(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料 23 頁からになります。23 頁から 24 頁に申請地の図面を付けております。資料 25 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件については 1 件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いをしております。

【議 長】 それでは 1 件目の現地確認いただきました日崎委員より報告お願い致します。

【日崎委員】 4 月 12 日に現地確認してきまして、公簿通り畑として利用されていることを確認してまいりました。

【議 長】 次に 2 件目の現地確認いただきました山中委員より報告お願い致します。

【山中委員】 4 月 13 日、現地確認してまいりました。全て農地として利用していることを確認してまいりました。

【議 長】 同じく 2 件目の現地確認いただきました福田委員より報告お願い致します。

【福田委員】 4 月 11 日、現地確認してまいりました。B の屋敷周りで、全て麦が作付

けされており、利用されていることを確認しました。

【議 長】 次に3件目の現地確認いただきました塩田委員より報告お願い致します。

【塩田委員】 4月12日に現地を確認してきました。耕作地、畑として使用されており、問題はありませんでした。

【議 長】 次に4件目の現地確認いただきました山中委員より報告お願い致します。

【山中委員】 4月13日本日、現地確認をしてみいました。公簿では山林となっておりますが、現況では畑として利用されていることを確認してみいました。

【議 長】 次に5件目の現地確認いただきました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 4月8日に現地確認してみいました。申請どおり畑として利用されており、小麦を作付けされていることを確認してみいました。

【議 長】 次に6件目の現地確認いただきました日光代理より報告お願い致します。

【日光代理】 4月12日に現地を見てきました。図面どおりの状況でした。

【議 長】 これを踏まえてこれから審議に入っていただく訳ですが、しばし議案の資料の方目を通していただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議 長】 いかがでしょうか？凡そ目を通していただけたでしょうか？  
　　(「はい」の声)

【議 長】 それでは1件ずつ参ります。  
　　1件目、Aの件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。  
　　(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？  
　　(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。  
　　次、2件目、Cの件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。  
　　(意見等無)

- 【議 長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。  
次、3 件目、譲受人がDの件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。  
（意見等無）
- 【議 長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。  
次、4 件目、借主がEの件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。
- 【日光代理】 地目ですが、現況畑で、地目変更の必要はないのでしょうか。
- 【事務局長】 今後、職権による地目変更は可能だと思われます。農業委員会の事務の中で進めてくことになるか、私も進め方についてはっきりと確認しておりませんが、変更するかたちで進めることになると思ひます。
- 【議 長】 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。  
（意見等無）
- 【議 長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。  
次、5 件目、借主がFの件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。  
（意見等無）
- 【議 長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。  
次、6 件目、借主がGの件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。  
（意見等無）
- 【議 長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは6件全て許可するものと致します。

(10) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは議案第4号へ移ります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を致します。

基盤強化法に基づきまして村から決定を求められました利用権設定等9件の農用地利用集積計画について決定してよろしいか審議をお願い致します。

はじめに賃貸借から参ります。1件目、(報告案件朗読)

2件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の1件目です。(報告案件朗読)

以降6件目まで、利用権の設定等をする者、設定等の種類、利用権等の内容、備考欄は1件目と同じですので省略致します。

2件目です。(報告案件朗読)

3件目です。(報告案件朗読)

4件目です。(報告案件朗読)

5件目です。(報告案件朗読)

6件目です。(報告案件朗読)

7件目です。(報告案件朗読)

以上9件、集積計画に登載するためのものでありまして、基盤強化法第18条第3項で規定します各要件、基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらの要件については満たしていると考えております。

なお、塩田委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。該当案件審議の際は一時退室をお願い致します。

【議 長】 ただ今事務局から説明がございましたが、このたび 2 件の賃貸借、7 件の売買がございます。

まず賃貸借の 1 件目です。利用権の設定を受ける方が E であります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 決定するものと致します。

次、2 件目、利用権の設定を受ける方が H であります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 決定するものと致します。

次、売買の 1 件目、利用権の設定を受ける方が I であります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 決定するものと致します。

次、2 件目、利用権の設定を受ける方が J であります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 決定するものと致します。

次、3 件目、利用権の設定を受ける方が K であります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 決定するものと致します。  
ここで塩田委員には退室をお願いします。

（塩田委員退室）

【議 長】 それでは、4 件目、利用権の設定を受ける方がLであります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。  
（意見等無）

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 決定するものと致します。

（塩田委員入室）

【議 長】 次、5 件目、利用権の設定を受ける方がMであります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。  
（意見等無）

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 決定するものと致します。  
次、6 件目、利用権の設定を受ける方がNであります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。  
（意見等無）

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 決定するものと致します。  
次、7 件目、利用権の設定を受ける方がOであります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。  
（意見等無）

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

**【議長】** それでは9件全て決定するものと致します。

## 6. その他の協議状況

(1) 平成31(令和元)年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

**【議長】** それではその他の方へ移らさせていただきます。まず1点目、平成31(令和元)年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明お願い致します。

**【事務局長】** 議案資料31頁をお開きください。平成31(令和元)年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明致します。

農水省からの通知に基づき、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画及び活動計画の点検・評価結果を6月30日までに公表することになっていますので、31(元)年度の点検・評価案及び2年度の活動計画案をご確認いただきたいと思います。

なお、昨年計画策定時に記載していた各項目の現状、課題、目標並びに記載内容が昨年同様の項目は説明を省略致しますので後ほどお目通しをお願い致します。

はじめに31(元)年度の活動の点検・評価案を説明致します。

ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、農地面積、農家数、農業就業者数、認定農業者数、農業委員の人数について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

32頁に参ります。ローマ数字Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」の1及び2で集積率が100%を超えています。毎年のことですが、分母となる管内の農地面積が農業委員会で管理している農地台帳の面積ではなく、作付面積を基にした国の統計調査の数値を用いるよう指定されていることによるものです。

2の集積実績が集積目標と比べて約290ha増えていますが、村が調査し道へ報告した面積を集積実績に用いるよう今回から指示があり、その面積の中に村外の認定農業者が村内に有する経営地も入っていることによるものです。

3の「活動実績」では担い手への利用調整状況及び新規実績の内容を記載しています。



4の「目標に対する評価」では、官公庁所有地以外の農地の大半が担い手へ集積されており、今以上の集積面積確保は難しいため目標は妥当としています。

33頁をお開きください。ローマ数字Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

2の参入目標はゼロでしたが、実績で1経営体ありました。これは個人経営から法人設立した分です。

3の「活動実績」では、村農業担い手育成センターで研修希望者の受入を開始し2名が実践研修中など挙げています。

4の「活動に対する評価」では、農業者の確保に向けた取り組みが前進しているとしています。

34頁をご覧ください。ローマ数字Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

1と2では遊休農地がゼロであることを挙げています。

3の「活動実績」では利用状況調査の実施状況を記載しています。

35頁をお開きください。ローマ数字Ⅴ「違反転用への適正な対応」です。違反転用面積が各種活動によりゼロであることを記載しています。

36頁をご覧ください。ローマ数字Ⅵ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

1「農地法第3条に基づく許可事務」、2「農地転用に関する事務」、それぞれ1年間の処理件数等を記載しています。

37頁をお開きください。3「農地所有適格法人からの報告への対応」では、法人数17。うち9法人が毎年必要な報告書を期限内に提出。残り8法人へは文書で督促。督促した8法人のうち報告書提出が6法人。残り2法人は未だ提出がなく、理由については意識の低さや連絡不通によるものとし、対応方針については催告継続、身内の協力、法人要件が確認できないときはあっせん候補者に成り得ない可能性がある旨の説明も行い提出に繋げるとしています。

38頁をご覧ください。ローマ数字Ⅶ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、この後ホームページで意見等を募りますので現時点では空欄としています。

ローマ数字Ⅷ「事務の実施状況の公表等」ですが、1の総会議事録、3の活動計画の点検・評価ともにホームページで公表しています。

39頁をお開きください。ここから令和2年度の活動計画案になります。

ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」は点検・評価案の数値と同じです。

40 頁をご覧ください。ローマ数字Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

2 の「目標」の集積面積は、1 のこれまでの集積面積と同じにしています。現在の集積率が非常に高く未集積面積の大半が官公庁所有地であり、担い手への新規集積は難しいため売買への促進を図る旨記載しています。

ローマ数字Ⅲ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1の「課題」では、農家戸数は減少、地域産業維持のため、研修生の受け入れ、育成、就農希望時の農用地確保が求められるとしています。

2 の「目標」ですが、研修生についてはまだ就農段階へ至っていないためゼロとしています。

41 頁をご覧ください。ローマ数字Ⅳ「遊休農地に関する措置」では遊休農地ゼロを維持、Ⅴ「違反転用への適正な対応」では違反転用の発生未然防止措置徹底を掲げています。

以上、31（元）年度の点検・評価案並びに2年度の活動計画案につきましてこの場でご意見等があればお伺いし、修正箇所があれば修正のうえ近日中にホームページへ掲載し、意見等の募集を経て次回の定例総会に議案として挙げたいと考えておりますので、この後ご意見等があれば事務局まで連絡をよろしくお願い致します。

**【議長】** ただいま説明がありました。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案と、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案ということで、これにつきましてご質問・ご意見等があればお願いします。

**【穴戸委員】** 農家戸数で自給的農家数が1戸となっていますがこれは。

**【事務局長】** 自分も詳しくはありませんが、農家として認められる作付けを行っている方の中で、統計の中で販売農家として認められていない規模の方がいらっしゃるということなのかと、具体的にどういう方かは自分もよくわかっていませんが。こちらは農業センサスということで、何年かごとに統計としておさえるものです。

**【議長】** ほかになければ、元年度の活動の評価については、この形で取り扱ってよろしいでしょうか。  
（「はい」の声）

**【議長】** ではこの形で進めていただきます。次に令和2年度の目標及びその達成に

向けた活動計画案ですが、この件につきましては、ただいま説明がありましたが、これに加えて新しいものがあれば、次回の定例会までに事務局まで各々申し出ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

(2) 令和2年 第5回農業委員会定例総会について

※第5回定例総会は、5月25日(月)13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは、第4回の定例会ですが、皆さんには慎重なる審議をいただきまして、無事すべての案件が承認されましたこと、厚くお礼申し上げます。

これからにわかに春耕期に入りますが、どうか慌てず怪我のないよう、農作業を進めていただければと思います。

本日は大変ありがとうございました。